

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、公正かつ効率的な経営に取り組むにあたり、コーポレート・ガバナンスが重要な課題であると認識しています。そのため、経営の意思決定の内容及び過程を明確にし、全ての利害関係者の意思や利益を適切に反映していくように努めております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権電子行使の環境、招集通知の英訳】

当社は、議決権の電子行使を可能とする環境作りは行っておりませんが、機関投資家や海外投資家の持分比率を勘案し導入を検討してまいります。また、当社の株主における海外投資家の持株比率は低い状態であり、今後、株主構成を考慮の上、株主総会招集通知の英訳の導入を検討していきます。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継計画の監督】

後継者の計画についてはその選出や決定までのプロセスを含め、検討しています。経営理念や経営戦略の実現に向けて適任者の計画を立案できるように取締役会において協議、検討を継続していきます。

【補充原則4-2-2 サステナビリティを巡る課題への取り組み】

中長期的な企業価値の向上のため、サステナビリティを巡る課題への対応は経営の重要課題と認識しております。今後、サステナビリティを巡る課題への対応として、体制整備をおこない基本方針の策定を検討してまいります。

また、取締役会はサステナビリティを巡る取組みの一つとして人的資本の観点から社員教育につきまして社内教育から開始しており、全体としての教育形態の検討を進めています。企業の持続的な成長に資するよう実効的に監督しています。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

取締役会の役割・責務を果たすため、独立社外取締役を1名選任しています。これまで事業規模を鑑み1名体制としてまいりましたが、今後の事業拡大に向けて1名増員を図り、社外取締役を2名体制とする検討をしています。持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、ふさわしい人材の確保に努めます。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社は、監査役会設置会社であり、独立社外取締役は取締役会の過半数に達していません。現在、独立社外取締役を主要構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会は設置していませんが、経営陣幹部・取締役の指名(後継者計画を含む)につきましては十分な時間を確保し、審議を繰り返して選出しています。また、役員報酬等に関しても経営状況を鑑み、社内決定しております。これらの社内でのプロセスを経て、株主総会で決議によって定められています。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

現在、当社の取締役会は取締役7名、監査役3名で構成されています。このうち社外取締役は1名、社外監査役は2名となっています。

取締役会において実質的な議論を行うための取締役の人数としては現状の7名が適切であると判断しています。しかしながら今後の事業方針や目標とする事業規模を鑑み、事業方針や目標を達成するためにも議論の幅を広げていく必要があるため、知識、経験、能力を備えた社外取締役候補の追加選任も検討してまいります。また、社外取締役及び社外監査役の選任理由につきましては、株主総会招集通知書において開示しております。

当社は、現時点では取締役の経験、知識、能力等を一覧化したスキル・マトリックスは作成していませんが、今後の経営環境や事業特性等を十分に考慮し社外取締役候補の追加選任を検討する過程で作成していくことを検討しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実行についての分析・評価と結果開示】

当社は、現在、取締役会全体の実効性の分析や評価に関する方針や手続きは定めていませんが、今後は毎年1回、取締役自身による「取締役会自己評価」を実施し、「スキルマトリックスに基づき」、取締役会の運営等に関して改善すべき意見等を集約確認することにより、実効性の高い運営を議論することで改善に結び付け、会社の健全な成長・発展、企業価値の向上につなげていくことを検討しております。

また、監査役会につきましても、毎年1回、「監査役会自己評価」を実施し、評価結果を踏まえ、監査役監査計画に重点事項として反映することにより、監査役会の機能の向上を図っていくことを検討してまいります。

【補充原則5-2-1 経営戦略や経営計画の策定・公表】

今後、社内の整備を進め事業ポートフォリオの基本的な方針や見直しを取締役に実施し、当社ウェブサイト上で公表できるように検討、努力してまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

#### 【原則1-4 政策保有株式】

当社では政策保有株は保有しておりません。

#### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

取締役、監査役及び主要株主等との取引についての有無・状況につきましては定期的に調査・把握を行い、重要な取引については取締役会に報告することとしています。

#### 【補充原則2-4-1 多様性の確保、人材育成方針と社内環境整備方針】

当社は女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等で特に制限は設けておらず、中核人材の登用等における多様性の確保については現在も中途入社を積極的に採用しており、幅広い知識や経験を拡大させることにより、企業成長を促進しています。女性社員の採用も積極的に進めており、女性社員比率は71%、女性管理職比率は24%となっております。また、当社は輸入等の海外との取引も増加しており外国人等のグローバル人材の採用も積極的に行っております。今後も中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に併せて社内教育や外部機関による人材教育を進めて、多様性の確保、定着に努めています。

#### 【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、退職一時金制度はございますが、企業年金制度は導入しておりません。

#### 【原則3-1 情報開示の拡充】

株主に有用と考える事項及び東京証券取引所が定める規則を含む法令等に基づく情報開示に加え、企業理念やコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を、当社ウェブサイト(<https://ci-medical.co.jp>)やコーポレート・ガバナンスに関する報告書等にて、適時・適切かつ積極的に情報開示を行っています。

#### 【補充原則3-1-3 サステナビリティへの取り組み】

当社のサステナビリティへの取り組みについては、当社の主たるお取引先様である医療系施設に対して、太陽光や風力などの再生可能エネルギー100%で発電したCO2排出量がゼロの電気の提供プラン「Ciグリーン電気」や太陽光発電PPAサービスの提供等の環境保全への取り組みを行っております。また地域への貢献活動として、地元の小・中学校並びに幼稚園・保育園に対してマスク等の衛生用品及び感染予防商品の配布活動をおこなっております。

人的資本への投資については、必要な知識や技能の習得を社内及び外部機関の研修会等で進め、人的資本の育成強化を図っています。また、知的財産に対しても積極的に投資を進めてまいります。当社の経営戦略と経営課題の整合性を意識してわかりやすく、具体的な情報の開示及び提供に努めてまいります。

#### 【補充原則4-1-1 経営陣への委任の範囲】

当社は「取締役会規程」を制定し、法令等に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。また、その他については「職務権限規程」を制定し、当社の業務執行に関する各職位者の責任と権限を定めております。取締役会において、業務執行については経営理念である「先生と患者さんに喜ばれたい。」をベースにおこなっております。また、経営戦略や経営計画等についても同じく経営理念を基に建設的な議論を通じて、経営方針を策定しています。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として、東京証券取引所の基準に沿って判断し選任しております。現在、独立社外取締役は1名の選出となっております。率直、活発で建設的な検討への貢献を十分果たしており、申し分のない資質であると判断しています。従いまして独立社外取締役の独立性判断基準は策定しておりません。しかしながら社外取締役の増員を検討する上で必要に応じ、新たに策定することも検討していきます。

#### 【補充原則4-11-2】

取締役及び監査役の重要な兼職状況は、「事業報告」の中で毎年開示しています。

#### 【補充原則4-14-2 取締役のトレーニング】

取締役及び監査役のトレーニングについては外部機関の研修の受講やeラーニングの受講等で知識の習得や更新に努めています。

#### 【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社をより一層理解していただく為に、株主を含むステークホルダーの皆さんには有益な会社情報について、適時に開示を行ってまいります。また、機関投資家との個別IRミーティングは、定期的を実施しています。

当社の株主との対話等のIR活動は「広報・IR室」が担当しております。株主を含むステークホルダーの当社に対して理解と信頼を得るため、企業情報を適時、適切に開示するよう努めております。このことを踏まえ、当社の株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みにつきましては【補充原則5-1-2】に記載いたします。

#### 【補充原則5-1-2 株主との建設的な対話に関する方針】

(i)株主との対話全般、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定について

広報・IR室を主管する取締役である三好誠治が株主との対話全般を統括しております。

(ii)対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

当社は、広報・IR室において、情報の共有、IRの方向性検討、情報開示について検討し、社長以下取締役が参加する取締役会、経営戦略会議にて最終決定して、取組んでいます。

(iii)個別面談以外の対話の手段の充実にに関する取組み

当社は、年1回の株主総会で、会社説明会を実施しています。また、株主からの問い合わせ等につきましては随時、広報・IR室で説明を実施しています。

(iv)対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

対話により、把握された株主からの意見・懸念については、適宜に取締役会、経営戦略会議に報告し、関連部門との情報共有を行っています。

(v)対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

当社では、「インサイダー取引管理規程」を制定し、啓蒙とインサイダー情報が発生した時の取扱いを規定しています。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

## 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
清水 清人	4,813,800	48.14
エア・ウォーター株式会社	3,935,300	39.35
GOLDMAN SACHS & CO.REG	172,458	1.72
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	63,800	0.64
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	54,193	0.54
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	52,300	0.52
株式会社SBI証券	47,700	0.48
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	30,942	0.31
川村 孝士	26,200	0.26
中西 裕介	25,200	0.25

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

該当なし

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当なし

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

## 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

**【取締役関係】**

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
奥澤 明	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥澤 明		なし	上場会社の執行役員及び子会社の社長としての豊富な経験と高い見識を有しており、これらの経験と見識を活かし当社の業務執行における適正性に有用な指摘・提言を頂くことが期待できることから、当社の社外取締役に選任しております。また、当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の監査手続、日程に関する監査計画について説明を受け意見交換しています。また、会計監査人より事業年度を通じて監査の方法及びその結果について報告を受けています。  
 監査役は、内部監査部門による内部監査計画並びに監査・調査の結果について報告を受け、必要案件について意見交換しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
園部 敏之	他の会社の出身者													
飯長 敦	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
園部 敏之		なし	金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な経験と高い見識に基づき、当社の業務執行における適正性に有用な指摘・提言を頂き、監査機能を十分に発揮して頂ける期待ができることから独立役員として指定しております。

飯長 敦	なし	当社のその他の関係会社でありますエア・ウォーター株式会社の常務取締役IT推進部担当を務め、IT、財務会計並びに管理会計等に関する豊富な経験及び専門的見地からの高い見識を有しており、社外監査役としてこれらの経験と見識を当社の監査に活かしていただけるものと判断し、また、同社に対する依存度は低く、同社から過大な影響を受けることはないことから一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
------	----	--

### 【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

なし

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社では、役員報酬及び監査役報酬の総額をそれぞれ開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際して招集を決定する時点において、資料の事前配布および事前説明を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### (1) 取締役会

当社の取締役会は7名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

### (2) 監査役会

当社は監査役会設置会社であり、社外監査役2名を含む3名で構成されております。毎月1回監査役会を開催し、監査計画に基づく監査実施状況を確認しております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

### (3) 会計監査人

当社は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、同監査法人が監査を実施しております。2020年12月期において監査を執行した公認会計士は鹿島高弘氏、梅谷哲史氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士6名その他7名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の事業内容及び事業規模に鑑み、業務執行意思決定のスピード、監督、監査機能のバランスを効率的に発揮するべく、上記のような体制を選択しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーの作成・公表を検討しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに会社説明会を随時実施する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリストや機関投資家向けに会社説明会を実施する予定であり、証券取引所や証券会社が主催する合同IR説明会にも積極的に参加する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社Webサイト上にIR情報ページを設け、TDnetにおいて開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部にて対応しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、全てのステークホルダーに対する行動規範として「コンプライアンス規程」を定め、全役員及び従業員に周知徹底しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	私たちは一企業市民として、お取引頂いている企業の方、医院様、そして患者様と同じく、地域においても、喜んで頂ける存在であるよう努めその社会的責任を果たしていかなければならないと考えています。2009年より始めた、県内保健施設及び、市内の小・中学校へのマスク配布、並びに地域公共施設へのAED提供は、このような思いから毎年実施しており、小さな一歩ではありますが従業員一人一人が地域の皆様の健康を守り、より安心して暮らしていける環境づくりに繋げていきたいと考えております。その他の社会貢献活動については、今後検討すべき事項であると考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、全てのステークホルダーに対して、適時に企業情報を提供することが重要であると認識しており、ホームページ及び適時開示を通じて、適切な情報開示に努めて参ります。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は2017年4月18日開催の取締役会にて、「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。概要は次のとおりであります。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正性を確保するために、以下のとおり体制を整備する。

#### 1. 当社の役員及び従業員の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制

- (1) 当社は、法令・定款及び社会規範を遵守する為の「企業行動指針」「社員行動指針」を制定し、全社に周知・徹底する。
- (2) 当社は、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、社長を推進責任者とし取締役会で当社のコンプライアンス体制の構築・維持にあたる。
- (3) 当社のコンプライアンス担当者は、当社の役員、従業員に対し、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (4) 当社は、「内部通報制度運用規程」を設け、当社の従業員が、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- (5) 当社は、「健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。」ことを宣し、当社は、これに基づき、毅然とした態度で臨むものとする。

#### 2. 当社の取締役の職務の遂行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の遂行に関わる情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保管及び管理を行う。
- (2) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できる体制とする。

#### 3. 当社の損失における危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 当社は「リスクマネジメント管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署または組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- (2) 当社は、リスク管理委員会を設置し、当社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- (3) 当社は、危機発生時には、緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。

#### 4. 当社の取締役等の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、その規模や業態等に応じて、必要により、以下の経営管理システムを用いて、取締役等の職務の執行の効率化を図る。

- (1) 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、各取締役の業務執行機能を分離する。
- (2) 「取締役会規程」、「業務分掌規程」および「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- (3) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

#### 5. 当社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役会は、当社の経営計画を決議し、経営管理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
- (2) 内部監査担当は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

#### 6. 当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項および当該従業員の当社の取締役からの独立性ならびに当社の監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査役・監査役会の職務を補助する監査役会事務局を置き、同事務局に属する従業員は、専ら監査役・監査役会の指示に従って、その職務を補助する。
- (2) 当社の監査役・監査役会は、その職務の必要に応じて、経営管理部および内部監査担当の従業員を、一定期間、特定の監査のための職務を補助する者として指名することができる。(以下、(1)の従業員と合わせて監査職務補助者という。)
- (3) 当社の取締役は、監査職務補助者に対して、監査役・監査役会の指揮命令に従うことを指示するとともに、当該監査職務補助者がその指示を受けた職務を遂行することができるように、その者のその他の業務につき適切な配慮をしなければならない。



(4) 監査職務補助者の解雇、配転、考課、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、当社の取締役はあらかじめ監査役会あるいはその者を監査職務補助者に指名した監査役に相談することを要する。

(5) 当社の取締役は、上記(1)ないし(4)の具体的な運用の細目を監査役会と協議して定め、各項目の内容と合わせて当社内に公表することを要する。

7. 当社の取締役等および従業員が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制

(1) 当社の取締役等は、当社に関する以下に例示する事項等を監査役会に報告する。ただし、常勤監査役あるいはその指名を受けた監査役が出席した会議等については、この報告を省略することができる。

経営会議で審議された重要な事項

業務報告会等で報告された重要な事項

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

内部監査に関する重要な事項

重大な法令・定款違反に関する事項

その他コンプライアンス・リスク管理上重要な事項

(2) 当社の取締役等および従業員は、上記(1)の 、 および に関する重要な事実を発見した場合は、第1項(4)の内部通報運用規程に定められた連絡窓口に通報する、もしくは監査役に直接報告できるものとする。

(3) 上記(2)に基づき報告を行った取締役等および従業員が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けることを禁じるものとする。

8. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(2) 監査役が、独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を求めた場合、当社は、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。

(2) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

(3) 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

(4) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、当社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 信頼性のある財務報告の作成および内部統制が有効に機能するための体制を構築する。

(2) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備および運用を行う。

(3) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

(4) 内部監査担当は、当社の財務報告に係る内部統制について監査を行い、是正や改善の必要があるときには、当該主管部門及び被監査部門は、速やかにその対策を講ずる。

11. 反社会的勢力の排除に向けた体制

(1) 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力排除規程」を定め「反社会的勢力対応マニュアル」を作成し当社の役員、従業員に周知徹底する。

(2) 平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、かねてより反社会的勢力と絶対につき合わないという信念のもと、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、被害を防止するために、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力対応マニュアル」が定められており、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。また、取引先と締結する契約書等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

さらに暴力追放運動推進センターの賛助会員になることで情報交換を密にし、反社会的勢力に関する情報の収集や管理を行っております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

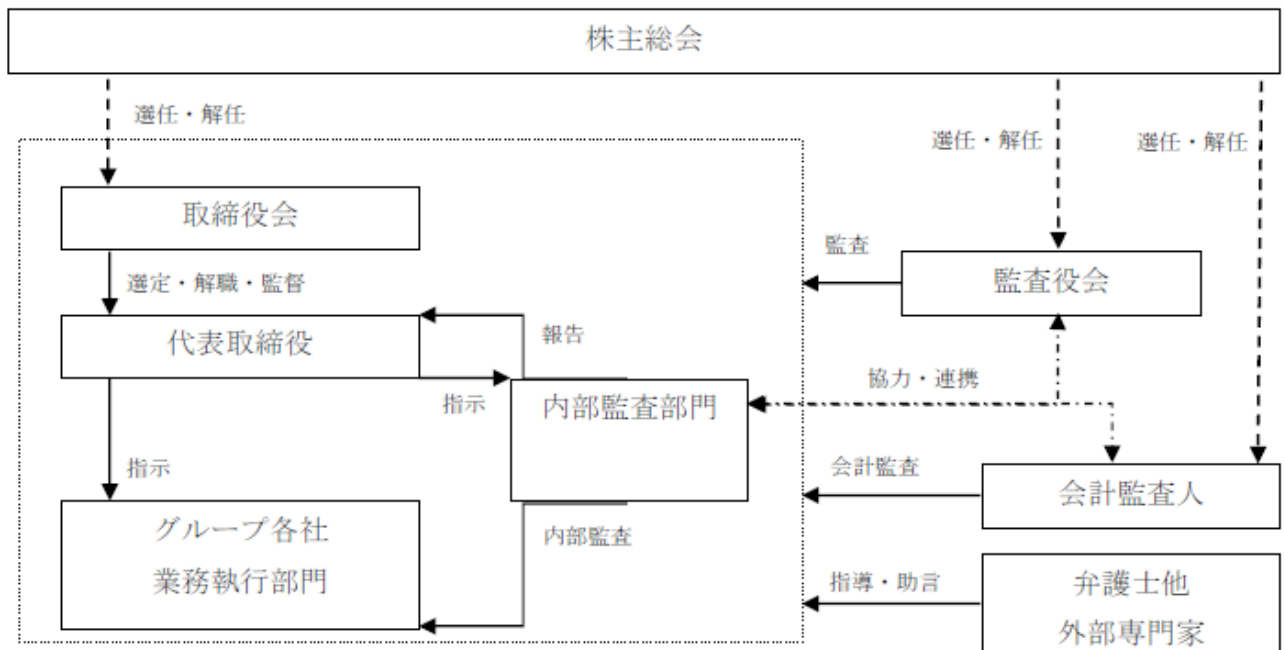
なし

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループのコーポレート・ガバナンスの体制及び適時開示フローは、次のとおりです。

### 【模式図(参考資料)】

(1) 当社グループのコーポレート・ガバナンスの体制は以下のとおりです。



(2) 適時開示体制の概要

当社の適時開示体制フローは、次のとおりです。

